

均等割額の計算に関する明細書 (第6号様式別表4の3)記載の手引

令和元年改正

特別区内に事務所、事業所又は寮等（以下「事務所等」といいます。）を有する法人は、中間・確定申告書（第6号様式）、予定申告書（第6号の3様式）に添付してください。

都民税均等割の税率表

（地方税法第52条、第312条、第734条第3項）

税率表の見方

1 以下の分類にしたがって、Ⅰ～Ⅲ表を参照してください。

算定期間中の東京都内における事務所等の状況	参照する表
都内の特別区のみに事務所等を有する法人	Ⅰ表
都内の特別区と都内の市町村に事務所等を有する法人 ・事業年度の中で特別区・市町村間の異動をした法人を含みます。	Ⅱ表
都内の市町村のみに事務所等を有する法人 ・均等割額の計算に関する明細書（第6号様式別表4の3）の提出は不要です。	Ⅲ表

2 「法人の区分等」の「公共法人、公益法人等」に該当するのは、以下の法人です。

- (1) 公共法人(法人税法別表第一に掲げる法人)
- (2) 公益法人等(法第24条第5項、第294条第7項に規定する法人)
 - ・地方税法第25条第1項、第296条第1項の規定により、均等割を課することができないものを除きます。
 - ・公益法人等のうち、法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除きます。
- (3) 収益事業を行う人格のない社団等
- (4) 一般社団法人・一般財団法人
- (5) その他の資本金の額又は出資金の額を有しない法人
 - ・保険業法に規定する相互会社を除きます。

（注）保険業法に規定する相互会社の場合、資本金等の額は、純資産額となります。

Ⅰ表（東京都都税条例第106条）

特別区内のみに事務所等を有する法人

・2以上の特別区に事務所等を有する場合は、主たる事務所等所在の特別区の均等割額に、従たる事務所等所在の特別区の数に応じた均等割額を加算します。

（年額、単位：円）

法人の区分等		主たる事務所等が所在する特別区 （道府県分+特別区分）		従たる事務所等が所在する特別区 （特別区分）	
		特別区内の従業者数	均等割額	特別区内の従業者数	均等割額
公共法人、公益法人等 など		—	70,000	—	50,000
上記以外の法人	1千万円以下	50人以下	70,000	50人以下	50,000
		50人超	140,000	50人超	120,000
	1千万円超～1億円以下	50人以下	180,000	50人以下	130,000
		50人超	200,000	50人超	150,000
	1億円超～10億円以下	50人以下	290,000	50人以下	160,000
		50人超	530,000	50人超	400,000
	10億円超～50億円以下	50人以下	950,000	50人以下	410,000
		50人超	2,290,000	50人超	1,750,000
	50億円超～	50人以下	1,210,000	50人以下	410,000
		50人超	3,800,000	50人超	3,000,000

主たる事務所等とは、「都内における主たる事務所等」をいいます。東京都以外の道府県に本店のある法人については、都内の事務所等の一つを「主たる事務所等」とし、それ以外の都内の事務所等を「従たる事務所等」としてください。

Ⅱ表（東京都都税条例第106条、第200条）

特別区と市町村に事務所等を有する法人

・道府県分の均等割額と、事務所等が所在する特別区の数に応じた特別区分の均等割額を合算します。

（年額、単位：円）

法人の区分等		道府県分	特別区分	
			特別区内の従業者数	均等割額
公共法人、公益法人等 など		20,000	—	50,000
上記以外の法人	1千万円以下	20,000	50人以下	50,000
			50人超	120,000
	1千万円超～1億円以下	50,000	50人以下	130,000
			50人超	150,000
	1億円超～10億円以下	130,000	50人以下	160,000
			50人超	400,000
	10億円超～50億円以下	540,000	50人以下	410,000
			50人超	1,750,000
	50億円超～	800,000	50人以下	410,000
			50人超	3,000,000

Ⅲ表（東京都都税条例第200条）

市町村のみに事務所等を有する法人

（年額、単位：円）

法人の区分等		道府県分
公共法人、公益法人等 など		20,000
上記以外の法人	1千万円以下	20,000
	1千万円超～1億円以下	50,000
	1億円超～10億円以下	130,000
	10億円超～50億円以下	540,000
	50億円超～	800,000

※Ⅱ表、Ⅲ表に該当する法人は、市町村分の均等割を各市町村へ申告してください。

均等割明細書の記載例

1 事業年度（算定期間） 平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日

2 事務所等 本店 練馬区から豊島区へ移転（令和元年6月30日）
支店 { 江東支店 江東区（令和元年8月8日廃止）
世田谷支店 世田谷区（令和2年1月15日設置）

3 従業者数（令和2年3月31日現在） 本店 55人
世田谷支店 15人

4 資本金等の額（令和2年3月31日現在） 3,000万円

主たる事務所等とは、「東京都内における主たる事務所等」をいいます。東京都以外の道府県に本店のある法人については、東京都内の事務所等の一つを「主たる事務所等」とし、それ以外の東京都内の事務所等を「従たる事務所等」としてください。

算定期間の末日現在の主たる事務所等の所在地を記載してください。

算定期間中に事務所等を有していた月数を記載してください。この場合、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数が生じたときは切り捨てます。ただし、期間の全部が1月に満たないときは1月とします。
事務所等の設置又は廃止があった場合の月数は、設置又は廃止の日を含めて計算してください。

均等割額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	31・4・1 2・3・31	法人名	×××株式会社	
事務所、事業所又は寮等（事務所等）の従業者数の明細		市町村の存する区域内における従たる事務所等	名 称 (外 箇所)	所 在 地
東京都内における主たる事務所等の所在地	事務所等を有していた月数 月	従業者数の合計数 人	市 町 村	
豊島区 西池袋 1丁目17番 1号 市(町村)	9	55		
当該事業年度又は連結事業年度（算定期間）中の従たる事務所等の設置・廃止及び主たる事務所等の異動				
異 動 区 分	異 動 の 年 月 日	名 称	所 在 地	
設 置	2・1・15	世田谷支店	世田谷区若林 4-22-12	
廃 止	1・8・8	江東支店	江東区大島 3-1-3	
旧の主たる事務所等	1・6・30 (3月)	本店	練馬区豊玉北 6-13-10	
均 等 割 額 の 計 算				
区 分	税 率 (年 率)	月 数 (イ) (ロ)	税額計算 (ア)×(イ)÷12×(ロ) 円	
特別区にのみ事務所等を有する場合	主たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数 50人超 ①	200,000	9 150,000
	事務所等の従業者数 50人以下②	180,000	3 45,000	
	従たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数 50人超 ③		
	事務所等の従業者数 50人以下④	130,000	2 21,600	4 43,300
道府県分 ⑤				
特別区(市町村分)	事務所等の従業者数 50人超 ⑥			
	事務所等の従業者数 50人以下 ⑦			
納付すべき均等割額 ①+②+③+④ 又は ⑤+⑥+⑦ ⑧			259,900	
合 計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)			70	

市町村に從たる事務所等を有する場合は、そのうちの主な事務所等の名称（外箇所）及び所在地を記載してください。

算定期間中に事務所等を設置又は廃止した場合は、当該事務所等を設置・廃止した年月日、名称及び所在地を記載してください。

(ア)欄 税率
1 ページ均等割の税率表から該当する均等割額(年額)を記載してください。

(イ)欄 月数
事務所等を有していた月数を記載してください。
なお、事務所等が設置・廃止・移転した場合には、それぞれ事務所等を有していた月数が異なる区ごとに当該月数を記載してください。

I 表に該当する法人（特別区にのみ事務所等を有する法人）はこちらに記載してください。

II 表に該当する法人（特別区と市町村に事務所等を有する法人）はこちらに記載してください。

合計額を記載してください。この金額は、各申告書の均等割額の欄に移記してください。

同一特別区内に2以上の事務所等を有する場合には、それぞれの従業者数の合計数を当該特別区内の従業者数として記載します。

算定期間中に事務所等を廃止し、当該特別区に事務所等を有しないこととなった場合は、判定時期における従業者数は0人となるため、50人以下として判定します。

事務所等の名称（外 箇所）を記載してください。
なお、同一特別区内に2以上の事務所等を有する場合には、当該特別区内の主な事務所等の名称及び他の事務所等の数を記載してください。
また、主たる事務所等が所在している特別区について、当該特別区に從たる事務所等を有していても、この欄には記載を要しません。

よくあるご質問

資本金等の額

Q1. 均等割の税率区分の基準となる資本金等の額とは何ですか？

- A. 資本金等の額とは、「①資本金の額又は出資金の額」と、「②株主等から法人に払込み又は給付をした財産の額で、資本金の額又は出資金の額として組み入れられなかったもの等（例：資本準備金、加入金）」の合計額（①+②）をいいます。（法人税法施行令第8条、第8条の2）
- ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、一定の要件を満たす無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合、上記の資本金等の額に加減算の調整を行った後の金額を、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額とします。（地方税法第23条第1項第4号の5（第292条第1項第4号の5））この場合、**その事実等を証する書類***の提出が必要となります。
- さらに、平成27年4月1日以後に開始する事業年度においては、上記加減算調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、P.1税率表内の「資本金等の額」を「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」と読み替えて適用します。（地方税法第52条第4項～第6項（第312条第6項～第8項））
- 保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の25（第45条の5）の規定により算定した金額を指します。

* 法人税の明細書（別表5（1））、株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書 等

Q2. いつの時点の資本金等の額を用いるのですか？

- A. 申告の種類によって異なります。
- ①確定申告、仮決算による中間申告 ⇒ 各申告にかかる法人税額の課税標準の算定期間の末日（**事業年度の末日**）
- ②予定申告 ⇒ 当該予定申告にかかる6月の期間の直前の法人税額の課税標準の算定期間の末日（**前事業年度の末日**）

従業者数

Q3. 従業者には、派遣労働者やアルバイトなども含まれますか？

- A. 含まれます。均等割の算定に用いる従業者とは、事務所等に勤務し給与の支払いを受けるべき者をいいます。派遣労働者や、アルバイト、パートタイマー、日雇者等の他、非常勤の者（例えば重役や顧問等）も従業者数に含めて算定してください。

Q4. 従業者数の算定方法を教えてください。

- A. 当該特別区内にある事務所等の**算定期間末日現在**の従業者数の合計数を用いてください（従業者数に著しい変動等があった場合でも、分割基準のような月数あん分計算は行いません。）。

Q5. アルバイトの従業者数も、Q4の方法で算定しなければいけませんか？

- A. 従業者のうち、アルバイト、パートタイマー、日雇者（以下「アルバイト等」といいます。）については、事務所又は事業所ごとに次の方法により算定した数の合計数をもって、算定期間の末日現在の当該アルバイト等の数と取り扱っても差し支えありません。（※ア～ウの取扱いは、**アルバイト等のみに適用します。なお、法人事業税・都民税法人割割の分割基準には適用しません。**）

ア 算定期間の末日を含む直前1月のアルバイト等の総勤務時間数を170時間で除して得た数値

・算定期間の末日が月の中途である場合

算定期間の末日の属する月の初日から

$$\frac{\text{算定期間末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の末日の属する月の初日から算定期間の末日までの日数}}$$

・算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日とその算定期間の末日の属する月の中途である場合

算定期間の開始の日又は事務所等が

新設された日からその算定期間の末日までの

$$\frac{\text{アルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からその算定期間の末日までの日数}}$$

イ 上記アの方法に準じて算定期間に属する各月の末日現在におけるアルバイト等の数を算定した場合において、そのアルバイト等の数のうち最大であるものの数値が、そのアルバイト等の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合については、次の方法によりその数を算定することができます。

$$\frac{\text{その算定期間に属する各月の末日現在におけるアの方法に準じて算定したアルバイト等の数の合計数}}{\text{その算定期間の月数}}$$

この場合における月数は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。（端数切り上げ）

ウ ア及びイにおいて、その算定した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。（端数切り上げ）

均等割の計算

Q6. 事業年度の中で、事務所等を設置・廃止した場合の均等割の計算はどうなるのですか？

- A. **ポイント**
- ・事務所等を有していた期間が1年に満たない場合（**年額×事務所等を有していた月数**）÷12 の算式により算出します。
 - ・算出した税額に**100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。**
 - ・月数の算定は、暦にしたがって計算し、**1月に満たない端数が生じたときは切り捨てます。ただし、その期間の全部が1月に満たないときは、1月とします。**

(例1) 設立: 令和元年10月25日、決算日: 12月31日、資本金等の額: 300万円、従業者数3人の場合

この場合、事務所を有している期間は2ヶ月と7日間ですが、1月に満たない端数（7日）を切り捨てると、2月となります。

$$70,000円 \times 2月 \div 12 = 11,666円$$

最後に100円未満の端数を切り捨て、申告額は11,600円となります。

(例2) 設立: 令和元年12月21日、決算日: 12月31日、資本金等の額: 300万円、従業者数3人の場合

事務所を有している期間は、11日間ですが、期間の全部が1月に満たないので、1月とします。

$$70,000円 \times 1月 \div 12 = 5,833円$$

最後に100円未満の端数を切り捨て、申告額は5,800円となります。

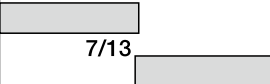
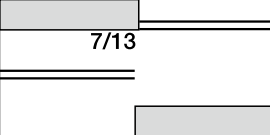
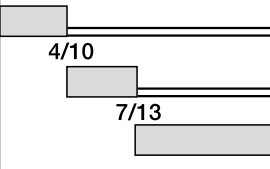
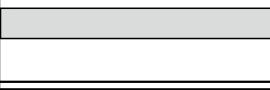
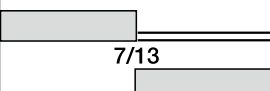
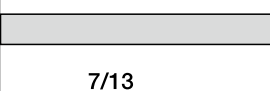
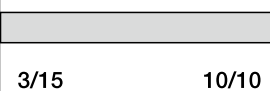
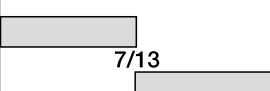
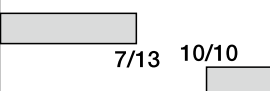
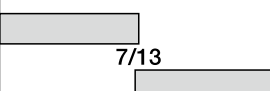
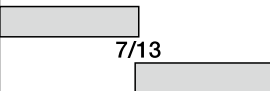
P.4の計算例もご参照ください。

均等割額の計算例

主たる事務所(東京都内の主たる事務所) 従たる事務所(主たる事務所以外の東京都内の事務所)

※期末従業員数欄の()は、事務所廃止時の従業員数を表しています。

算定期間中に事務所等を廃止し、当該特別区に事務所等を有しなくなった場合は、判定時期における従業員数は0人となるため、50人以下として判定します。

税率表	事例	所在地	事業年度(1月～12月)	期末従業員数	資本金等の額が3,000万円の法人の場合
I 表 特別区のみ に有する 場合	1 事業年度中途に特別区A区からB区に移転したもの	A区 B区		(40人) 0人 80人	(A区分) 180,000円×6/12=90,000円 (B区分) 200,000円×5/12=83,300円 90,000+83,300=173,300円
	2 主たる事務所等がA区に、従たる事務所等がB区A町にあったものが、事業年度中途でB区B町に主たる事務所等に移転したもの(B区A町の事務所等は廃止している。)	A区 B区A町 B区B町		60人 (10人) 80人	(A区分:主) 200,000円×6/12=100,000円 (A区分:従) 150,000円×5/12=62,500円 (B区分:主) 200,000円×5/12=83,300円 (B区分:従) 150,000円×6/12=75,000円 100,000+62,500+83,300+75,000=320,800円
	3 A区のみ主たる事務所等があるものが事業年度中途でB区に主たる事務所等に移転し、さらにC区に移転したもの(A区及びB区は主たる事務所等の移転後も、従たる事務所等として存続している。)	A区 B区 C区		20人 40人 60人	(A区分:主) 180,000円×3/12=45,000円 (A区分:従) 130,000円×8/12=86,600円 (B区分:主) 180,000円×3/12=45,000円 (B区分:従) 130,000円×5/12=54,100円 (C区分) 200,000円×5/12=83,300円 45,000+86,600+45,000+54,100+83,300=314,000円
II 表 特別区と市町村 に有する 場合	4 事務所等がA区(主たる事務所等)と都内のB市にあるもの	A区 B市		70人	(道府県分) 50,000円×12/12=50,000円 (A区分) 150,000円×12/12=150,000円 50,000+150,000=200,000円
	5 A区にのみ事務所等があったものが事業年度中途で都内のB市に本店を移転し、A区が従たる事務所等になったもの	A区 B市		80人	(道府県分) 50,000円×12/12=50,000円 (A区分) 150,000円×12/12=150,000円 50,000+150,000=200,000円
	6 都内のA市に事務所等があるものが、B区に事務所等を新設したもの	A市 B区		30人	(道府県分) 50,000円×12/12=50,000円 (B区分:従) 130,000円×5/12=54,100円 50,000+54,100=104,100円
	7 A区にのみ事務所等があったものが、都内のB市に事務所等を新設し廃止したもの	A区 B市		90人	(道府県分) 50,000円×12/12=50,000円 (A区分) 150,000円×12/12=150,000円 50,000+150,000=200,000円
	8 事業年度中途に特別区A区から都内のB市に移転したもの	A区 B市		(70人) 0人	(道府県分) 50,000円×12/12=50,000円 (A区分) 130,000円×6/12=65,000円 50,000+65,000=115,000円
III 表 市町村のみ に有する 場合	9 事業年度中途に都内のA市の事務所等を廃止し、その後期間においてB区へ事務所等を新設したもの	A市 B区		100人	(道府県分) 50,000円×8/12=33,300円 (B区分) 150,000円×2/12=25,000円 33,300+25,000=58,300円
	10 事業年度中途に都内のA市からB市に移転したもの	A市 B市			(道府県分) 50,000円×12/12=50,000円
	11 事務所等がA区A町にあったが、事業年度中途で廃止し、その後期間において同区B町へ事務所等を新設したもの	A区A町 A区B町		(30人) 60人	(A区分) 2ヶ月+4ヶ月=6ヶ月 200,000円×6/12=100,000円
同一区内 における 廃止・設置	12 事業年度中途に事務所等を廃止し、その後期間において同一住所に事務所等を新設したもの	A区内 同一		(60人) 30人	(A区分) 2ヶ月+4ヶ月=6ヶ月 180,000円×6/12=90,000円
	13 事業年度中途にA区A町から同区B町に移転したもの	A区A町 A区B町		(100人) 0人 30人	(A区分) 180,000円×12/12=180,000円

編集発行

主税局課税部法人課税指導課